

随意契約理由書

| | | |
|----------------|---|-----------------|
| 件名 | 落合クリーンセンタークレーン点検整備 | |
| 契約の相手方 | 株式会社 日立プラントメカニクス 関西支店 | |
| 根拠法令 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当 | |
| 随意契約の理由 | <p>本業務は、落合クリーンセンターに設置されているごみクレーン2基について、労働安全衛生法およびクレーン等安全規則に基づき年次点検整備を行うものである。</p> <p>当該クレーンのごみピットに貯留されたごみを大型の中継車に乗せ、別のごみ焼却施設に運ぶ主要設備であり、プラント全体の安定的な運転のために点検整備を行い、機能維持と故障の未然防止を図る必要がある。</p> <p>本業務の実施には、ごみクレーンの製作者しか所有していない設備の構造や動力装置・制御装置システムについての専門的知識が必要である。</p> <p>製作・設置は株式会社日立プラントテクノロジーであるが、クレーン事業は株式会社日立プラントメカニクスが事業継承している。</p> <p>以上の理由から、上記業者との随意契約を行うものである。</p> | |
| 担当部署 (問合せ先) | 環境局施設課 落合クリーンセンター | (電話番号 792-3824) |

令和2年11月6日

神戸市行財政局契約監理課 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

神戸市中央区雲井通七丁目1番1号
株式会社日立製作所神戸支店
支店長 本田正昭



業務移管につきまして

次の者は神戸市殿に納入させて頂いた下記弊社製機器に関して、下記業務並びに今後の新設案件の対応をさせていただきます。

よって、次の者のご契約賜りたくお願い申し上げます。

補足1) 日立機電工業株式会社：平成18年4月1日付合併により日立プラントテクノロジーとなる。

補足2) 株式会社日立プラントメカニクス：平成23年7月1日付で日立プラントテクノロジーよりクレーン事業の移管を受ける。

補足3) 株式会社日立プラントテクノロジー：平成25年4月1日付合併により株式会社日立製作所となる。

1 移 管 先

住 所 大阪市中央区本町三丁目8番12号
商号又は名称 株式会社日立プラントメカニクス
関西支店
代表者氏名 支店長 中尾俊明



2 移 管 機 器

(1) 天井クレーン設備

3 移 管 内 容

(1) 点検及び補修業務

(2) 修繕及び整備工事

(3) 新設案件の設計、製作、据付工事